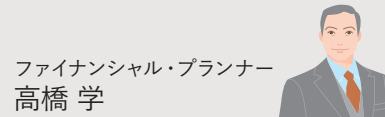


MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話



ファイナンシャル・プランナー

高橋 学

57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

2026年 お金の制度改正カレンダー

まず取適法に注目!

こんにちは、高橋学です。新年、あけましておめでとうございます。1月号の本コラムは、お金にまつわる2026年の制度改正がテーマ。多様なトピックスがあります。

1月で注目されるのが、中小受託取引適正化法（取適法）の施行。取適法は、中小事業者が発注者から不当な不利益を受けることを防ぎ、公正な取引環境を整備するために定められた法律。従来の下請法を大幅改正したのですが、主な追加ルールとして、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」や「手形などによる代金支払いの禁止」などがあります。取適法の詳細は、公正取引委員会の「取適（トリテキ）法特設サイト」で知ることができます。

4月で注目したいのが、まず「子ども・子育て支援金制度」のスタート。同制度は少子化対策のための特定財源で、全世代・全経済主体から、医療保険料と合わせて所得に応じて拠出する仕組みです。加えて覚えておきたいのが、2つの年金制度の見直し。厚生年金の「在職老齢年金制度」の支給停止の基準額が引き上げられることに加え、「企業型DC」では、従業員が自ら上乗せして積み立てるマッチング拠出の「事業主の掛金額以下とする制限」が撤廃されます。

この他、4月以降に始まる事業年度から、「防衛特別法人税」が適用されることも重要トピックス。同法人税は、防衛力強化の財源確保を目的に創設されたもので、法人税額（基準法人税額）から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じた金額を申告し、納付することになります。

株価指数や免税方式の見直しも

年後半で注目されるのが、10月に予定される東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄の定期入れ替え。従来のTOPIXは主にプライム市場の上場企業が対象でしたが、新たにスタンダード市場とグロース市場からも銘柄が選定されるようになるなどの変更もあり、投資家の関心を集めています。また、11月に予定されている「免税店制度のリファンド方式への移行」も社会的な注目度の高いトピックス。現制度において、店舗で免税価格で買った商品を国内で転売し、消費税分の差額を得る不正行為が問題になっていますが、その防止策として「商品購入時に消費税を払い、購入品の国外持ち出し確認後に消費税分が還付される仕組み（リファンド方式）」が導入されます。

また、適用期限が来る制度については、延長の有無など、今後の税制改正の動向にも注目です。

M

■ 経営者の方が知っておきたい2026年の主なトピックス

1月

- 中小受託取引適正化法（取適法）の施行

2月

- 所有不動産記録証明制度（相続手続きの支援を目的とする新制度）がスタート

3月

- 「特例承継計画」の提出期限（事業承継税制の特例措置）
- 「教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」の適用期限

4月

- 子ども・子育て支援金制度がスタート
- 在職老齢年金の支給停止基準額の引き上げ
- 企業型DCのマッチング拠出の条件緩和
- 防衛特別法人税の適用スタート（2026年4月1日以降に開始する事業年度より）
- たばこ税の引き上げ（加熱式たばこが対象。4月・10月の2回実施）

10月

- TOPIX（東証株価指数）の構成銘柄の定期入れ替え
- 酒税法の改正（ビール系飲料の税率統一）

11月

- 免税店（輸出物品販売場）制度、リファンド方式へ移行

12月

- 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」の適用期限